

許可工作物点検を実施しました！

4月19日に許可工作物点検を行いました！

河川に設置されている許可工作物は、河川管理施設と同様に出水時に所定の機能を発する必要があります。

そこで管理者立ち会いの上で点検および整備を十分行わせるとともに点検の結果を確認するなど適切な指導監督を行っています。

許可工作物とは？

河川管理施設・・・河川管理者(国)が作った施設
堤防・護岸・坂路など
許可工作物・・・河川管理者以外で橋や用水施設などを許可を得て造った施設

ゲートの開閉状況や損傷
適正な操作状況、異常がないか点検しています！



ここから用水路へ必要な用水を引き入れてるんだね！



頭首工



頭首工とは川の水を堰止めて必要な水を農地へ引き込む大きな施設だよ！



ポンプの作動状況確認中！



6月の予定



- 重要水防箇所合同点検
- 樋管点検
- 堤防モニタリング



お問い合わせ

〒999-5203
山形県最上郡鮭川村大字川口字鶴田野3018-4
国土交通省 新庄河川事務所 鮭川出張所 担当 荒井・小野
TEL 0233-55-3020 FAX 0233-55-3083
HPアドレス <http://www.thr.mlit.go.jp/shinijyou/>

★「みずおと」をご覧になっての感想やご意見をお寄せ下さい。
★工事現場や河川管理施設を見学されたい方は鮭川出張所までご連絡下さい。

